

国立民族学博物館研究アーカイブズ資料利用細則

平成19年5月15日
細則第 5 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立民族学博物館民族学資料利用規則（以下「利用規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、利用規則第2条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に定める研究アーカイブズ資料（以下「アーカイブズ資料」という。）の貸出、熟覧・閲覧・視聴、事業利用及び研究教育利用（以下「利用」という。）ならびに利用規則第2条第1項第7号に定める文献複写について、必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 この細則において、アーカイブズ資料を構成する資料を次の各号のとおり区分する。

(1) 標本資料

国立民族学博物館民族学資料取扱規程（以下「規程」という。）第3条第1号に定める標本資料

(2) 文献図書資料

規程第3条第2号に定める文献図書資料

(3) 映像音響資料

規程第3条第3号に定めるオリジナル映像・音響資料

(4) 文書資料

フィールドノート、手書きのスケッチや図、私信、個人情報が含まれた記録などの文書資料（デジタル化された資料を含む）のうち、第2号の文献図書資料に該当しない資料

(文献図書資料及び文書資料の利用制限等)

第3条 文献図書資料については、利用規則第2条第1項第6号に定める研究教育利用は行わないものとし、その他の利用及び文献複写については国立民族学博物館図書室利用細則に定めるところによる。

2 文書資料については、利用規則第2条第1項第2号に定める貸出及び第6号に定める研究教育利用を行わない。

(貸出、事業利用、研究教育利用ができる者)

第4条 利用規則第3条ただし書きにより、利用規則第2条第1項第2号に定める貸出を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国立民族学博物館（以下、「本館」という。）の研究教育職員、特任研究員、外国人研究員、機関研究員及びプロジェクト研究員
- (2) 本館の特定教授
- (3) 本館の事務職員、技術職員及び特任専門職員（契約職員及びパートタイム職員を含む）

- (4) 本館の客員教員及び特別客員教員
- (5) 人間文化研究機構人間文化研究創発センターの特任研究員のうち、本館に派遣されている者

2 利用規則第3条ただし書きにより、利用規則第2条第1項第5号に定める事業利用を行うことができる者は、館の承認を受けた事業を担当する前項第1号、第3号及び第5号に定める者とする。

3 利用規則第3条ただし書きにより、利用規則第2条第1項第6号に定める研究教育利用を行うことができる者は、第1項第1号、第2号及び第5号に定める者とする。

(利用の手続き)

第5条 アーカイブズ資料の利用を希望する者は、研究アーカイブズ資料利用申請書（以下「申請書」という。）を提出し、館長の許可を得なければならない。ただし、国立民族学博物館標本資料利用細則第2条に定める者以外の者が標本資料の熟覧を行う場合は、人間文化研究機構資料特別利用規程第3条に定めるところによる。

2 前項に規定する申請書の様式は、別に定める。

(文書資料の複写)

第6条 文書資料の複写については、当該資料の状態及び著作権者が認めた範囲内で許可するものとする。

2 前項の規定に関わらず、文書資料の記載内容、申請者の研究内容との関連性等を勘案し、複写を許可しないことがある。

3 第1項の複写の申請にあたっては、申請書を提出するものとし、原則として閲覧時に限るものとする。

4 複写方法は次の各号に掲げるとおりとし、本館担当職員が行う。

(1) マイクロフィルム、電子ファイル等がある場合はその複製物からの印刷

(2) 複製物がなく、複写の際に文書資料の毀損のおそれがないと判断される場合は電子式複写

(3) 上記以外の場合は写真撮影のうえ、その複製物からの印刷

5 大量の複写依頼があった場合、資料の保存状態及びその他の理由により本館の業務運営に支障をきたす恐れがある等適当でないと判断した場合は、複写を制限することがある。

6 第4項により複写を受ける者は、人間文化研究機構文献複写規程及び国立民族学博物館図書室における文献複写の取扱いの定めるところによる複写費用を負担しなければならない。

(文書資料の事業利用の期間)

第7条 文書資料の事業利用については、申請に基づき認められた期間内とし、事業終了後は速やかに返却するものとする。

(利用に伴う遵守事項)

第8条 利用を許可された者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、標本資料の利用については国立民族学博物館標本資料利用細則、映像音響資料の利用については国立民族学博物館オリジナル映像・音響資料利用細則に定めるところによる。

- (1) 申請書に記載した研究目的以外にアーカイブズ資料を利用しない。
- (2) アーカイブズ資料に記載されている情報のうち、別表に掲げる、プライバシーや個人情報の保護に努め、違法又は人権を侵害する利用は行わない。
- (3) アーカイブズ資料の著作権者が認めた範囲外の利用を行ってはならない。
- (4) アーカイブズ資料を利用して行った研究成果の公表において、元資料の調査時に対象となった被調査者や文化に対して敬意を払い、被調査者の人権に配慮すること。
- (5) 熟覧・閲覧・視聴を許可された者は、指定された場所において熟覧・閲覧・視聴しなければならない。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、アーカイブズ資料の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年1月22日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年11月9日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年12月28日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条第1項第2号関係）

文書資料に記載されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例
<p>個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの</p>	<p>イ．学歴又は職歴 ロ．財産又は所得 ハ．採用、選考又は任免 ニ．勤務評定又は服務</p>
<p>個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの</p>	<p>イ．国籍、人種又は民族 ロ．家族、親族又は婚姻 ハ．信仰 ニ．思想 ホ．伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態</p>
<p>個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの</p>	<p>イ．出自、出生地または住所 ロ．遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ハ．犯罪歴又は補導歴</p>